

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 6 月 1 7 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・ 7 野田 清太・ 14 池山 允敏
15 宮本 政春・ 16 中谷 秀也・ 17 西森 偉統
18 結城 晋三・ 20 諸戸 善昭・ 24 岡田 勇樹

以上 9 名

欠 席 委 員 22 中野 たつ子

出席部会委員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議 事 録 署 名 者 17 西森 偉統・ 24 岡田 勇樹

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第6回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席は22番 中野 たつ子委員の1名で出席委員数は9名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 17番 西森 偉統委員、24番 岡田 勇樹委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から6で、件数は6件、合計面積は18,366㎡で、その内訳は田が18,208㎡、畑が158㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから8ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から12で、件数は12件、合計面積は46,902.42㎡で、その内訳は田が35,815㎡、畑が11,087.42㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 9ページをお願いいたします。
 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
 番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成12年4月1日でございます。
 番号2 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成16年1月1日でございます。
 以上、件数は2件、合計面積は401㎡で、すべて田でございます。
 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
- 10ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1 水路用地
 以上、件数は1件、合計面積は6.15㎡で、すべて畑でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 宅地分譲用地

以上、件数は1件、合計面積は1,089㎡で、すべてその他でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は337㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町八丁山____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 219㎡ 外1筆、合計面積 407㎡、受人 ____、面積723㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町濱塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,190㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町狐塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 628㎡、受人 ____、面積 18,954㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号4、地区 大井、申請地 一志町大仰西世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 128㎡ 外1筆、合計面積 270㎡、受人 ____、面積 7,743㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号5、地区 大井、申請地 一志町大仰西世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 350㎡ 外7筆、合計面積 8,507㎡、受人 ____、面積 7,743㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

14ページをお願いいたします。

番号6、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬庵ノ前____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 603㎡ 外5筆、合計面積 6,367㎡、受人 ____、面積 28,637㎡、渡人 ____ 外4名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬岩ノ谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,619㎡、受人 ____、面積 8,643.93㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 八幡、申請地 美杉町奥津中垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 710㎡ 外2筆、合計面積 1,552㎡、受人 ____、面積 5,688㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

15ページをお願いいたします。

以上、件数は8件、合計面積は20,540㎡で、その内訳は田が16,101㎡、畑が4,032㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番から3番、地区久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。7日に現地を見て参りました。諸戸部会長、野田委員、推進委員3名と事務局で見て参りました。事務局説明通りでございます。問題ないと思います。

2番も同じでございますが、これも問題ないと思います。

3番も、事務局説明通りでございます。よろしくお願いいたします。

議長 4番、5番地区大井、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。7日に池山委員、地元推進委員立ち合いで確認しました。____が営農をやるということで、農地としては問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

6番の波瀬は前に出てきた____という人。

7番は岩ノ谷に出た物件です。

議長 8番、地区八幡、お願いします。

結城委員 18番結城です。8番八幡を説明します。7日に地元推進委員と事務局で権利関係者と現地立ち合いを致しました。受人は耕作地拡大のため、営農拡大という

	ことです。以上です。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたら。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。 番号 1、地区 久居、申請地 戸木町八丁山____、登記地目 山林、現況地目 雑種地、面積 402㎡、申請者 ____。 これにつきましては、申請地を駐車場・資材置場用地とするものです。 平成 26 年頃に駐車場と資材置場にしたい旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 1 件、合計面積は 402㎡で、すべてその他でございます。 これらの案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
田口委員	6 番田口です。7 日に現地を見て参りました。諸戸部会長、野田委員、事務局と推進委員が 3 名と見て参りました。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第２号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第２号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	１７ページをお願いいたします。 議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。 番号１、地区 栗葉、申請地 庄田町谷口_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 ９９１㎡ 受人 _____、渡人 _____。 この案件につきましては、令和６年３月１８日付けにて許可を受けましたが、転用事業計画に変更が生じたため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は１件、合計面積は９９１㎡で、すべて畑でございます。 以上で説明終わります。 ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 １番、地区栗葉、お願いします。
野田委員	７番野田です。事務局の説明通りでございまして、３月１８日に現地の確認をして許可が下りた案件でございますが、転用計画に変更が出たと取消願が出されました。何ら問題ないとおもいます。よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第３号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第３号については承認することに決定したいと思います。 続きまして、議案第４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請につい

て（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 327㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、142㎡、パネル設置率は、43.4％になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居小野辺町畑山新田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 654㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、232.4㎡、パネル設置率は、35.5％になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、申請地 一志町大仰西世古____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 329㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。

昭和62年に倉庫にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野池の端____、登記地目・現況地目とも田、面積 750㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、355.1㎡、パネル設置率は、47.3％になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 倭、申請地 白山町南出猫座____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,145㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、413.3㎡、パネル設置率は、36％になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は3,205㎡で、その内訳は田が1,895㎡、畑が1,310㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま

	す。 1 番、2 番、地区久居、お願いします。
田口委員	6 番田口です。7 日に諸戸部会長、野田委員、中野委員と事務局、地元推進委員 3 名と見て参りました。問題ないと思います。事務局の説明通りでございます。 2 番についても同じで、事務局の説明通りでございます。
議 長	3 番、4 番お願いします。
宮本委員	1 5 番宮本です。7 日に池山委員、事務局と地元推進委員と現地を見ました。事務局の説明通りで、何も問題ありません。よろしくお願いします。
池山委員	1 4 番池山です。6 月 7 日に宮本委員と推進委員 2 名で見て参りました。この辺一帯が太陽光になりつつあるのですが、_____の南 2 0 0 メートルぐらいのところ、以前の水田です。この辺一帯が太陽光になりつつあります。問題なかろうと確認しました。
議 長	5 番、お願いします。
中谷委員	1 6 番中谷です。6 月 7 日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局とで見て参りました。当該地、直ぐ南に太陽光があり、耕作には適さない土地だと思います。太陽光発電施設になってもしかたないかなと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたらお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 4 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	1 9 ページをお願いいたします。 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号 1、地区 栗葉、申請地 庄田町若林_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 7 0 m ² 外 2 筆、合計面積 5 7 8 m ² 、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 庄田町若林____、登記地目・現況地目とも
畑、面積 52㎡ 外3筆、合計面積 668㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町若林____、登記地目・現況地目とも
畑、面積 254㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町若林____、登記地目・現況地目とも
畑、面積 30㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は1,530㎡で、その内訳は畑が1,392㎡、
その他が138㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。

野田委員 7番野田です。6月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員3
名と久居事務局で見て参りました。1番から4番は同じ場所なので一括して説明
をさせていただきます。周辺はすでに駐車場とか住宅として開発が進んでいると
ころでありまして、何ら問題は無いものと思われま。よろしくお願ひします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思いま
す。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定した

いと思います。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で17,702㎡、畑の使用貸借で528㎡、契約件数は8件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で26,883㎡、契約件数は12件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で33,182.77㎡、契約件数は12件でございます。

美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて77,767.77㎡、畑の集積が使用貸借で528㎡、合計契約件数は32件、合計面積は78,295.77㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区6件、一志地区11件、白山地区12件、美杉地区0件で、合計29件、合計面積は75,222.77㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で90.0%、面積で96.0%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が7件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。 次に別冊でお配りしました議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権）、でございます。 それでは1ページをお願いします。 件数は1件、合計面積は4, 156㎡で、その内訳は田が1, 558㎡、畑が2, 598㎡でございます。 意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地

中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第6回第2農地部会を閉会します。

午後2時28分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年6月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____